

東紀州環境施設組合  
地球温暖化対策実行計画  
(事務事業編)

令和5年度～令和12年度

(2023年度)～(2030年度)

## 1 はじめに

このたび、令和12年度までの東紀州環境施設組合の事務事業に係る温暖化対策について定めた「東紀州環境施設組合地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

世界に目を向けると、大規模な山火事の発生や干ばつの発生等、地球温暖化による気候変動の影響が大きくなっています。また、日本においても極端な大雨とそれに伴う洪水被害、最高気温の大幅な上昇による熱中症患者の増加等、地球温暖化による影響を実感することが増えてきました。

国では、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

また、三重県においても、2050年ゼロカーボン推進計画が策定され、カーボンニュートラルの実現に向けた取組が進められています。

そこで、東紀州環境施設組合においても、ゼロカーボン社会の実現を見据えて、職員が一丸となって地球温暖化実行計画を着実に進めてまいります。

## 2 計画の基本的事項

### 1. 目的

東紀州環境施設組合地球温暖化対策実行計画（以下「本計画」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第1項の規定に基づき、東紀州環境施設組合（以下「本組合」という。）が実施している事務・事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減に向けた取り組みを行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

### 2. 対象とする範囲

本組合における全ての事務・事業とし、外部への委託により実施される事務・事業についても、可能な限り受託者に対し、必要な措置を講ずるよう要請します。

なお、広域ごみ処理施設の稼働開始後は、組織の体制や対象とする温室効果ガスの種類や総排出量、社会情勢の変化等を考慮したうえで、本計画の見直しを行います。

### 3. 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に規定されている物質のうち、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）とします。

### 4. 計画期間

本計画の期間は、令和5年4月1日から令和13年3月31日までとします。

### 3 温室効果ガスの排出状況

#### 1. 温室効果ガス総排出量の算定方法

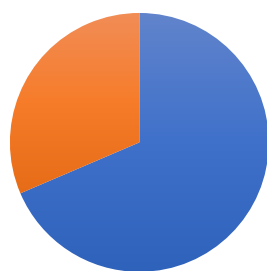
本計画における温室効果ガスの総排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成 11 年政令第 143 号）に基づく排出計数及び地球温暖化計数を用いて算出します。

#### 2. 温室効果ガス総排出量の状況

本組合の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量は、令和 4 年度（基準年度）において、下表のとおりとなっています。

令和 4 年度(2022 年度)における二酸化炭素排出量

排出活動	活動量 a	排出係数 b	二酸化炭素排出量 a*b
電力の使用	6,864 kWh	0.449 kg-CO <sub>2</sub> /kWh	3,082 kg
自動車の使用	609 L	2.32 kg-CO <sub>2</sub> /L	1,413 kg
総 排 出 量			4,495 kg



■ 電力の使用によるCO<sub>2</sub>排出量    ■ 自動車の使用によるCO<sub>2</sub>排出量

## 4 温室効果ガスの排出削減目標

### 1. 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえ、本組合の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

### 2. 温室効果ガスの削減目標

令和4年度の実績を踏まえ、目標年度である令和12年度で20%削減することを目標とします。

温室効果ガス（二酸化炭素）の削減目標

	基準年度 令和4年度 (2022年度)	目標年度 令和12年度 (2030年度)
温室効果ガス排出量	4,495 kg	3,596 kg
削減率	—	20 %

※二酸化炭素排出量の削減目標は、電力の使用と自動車の使用による排出量の合計による削減率とします。

## 5 目標達成に向けた取組

### 1. 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因となる電気使用量と自動車燃料使用量の削減に努めます。

### 2. 取組の内容

#### (1) 電力使用量の削減

##### ① O A機器の管理

退所・外出時には電源を切ることを徹底するとともに、節電機能を有効に活用します。

O A機器を新たに導入する際や更新時には、電力使用量の抑制効果が高い機種を選定要素の一つとします。

##### ② 照明設備の管理

始業前、昼休み及び夜間における照明は、特に必要がある場合を除き、消灯します。

会議室等の照明については、利用時間のみ点灯します。

##### ③ 冷暖房設備の管理

冷暖房温度の適正管理を徹底し、空調設備の適正管理を図ります。

夏季における服装は、クールビズを励行します。また、冬季における服装は、ウォームビズを励行します。

##### ④ 働き方の管理

事務効率の向上を図り、時間外勤務の削減に努めます。

## (2) 自動車燃料使用量の削減

### ①エコドライブの徹底

急加速、急発進及び空ぶかしはしません。

カーエアコンを適正に使用します。

### ②公共交通機関の利用

出張にあたっては、公共交通機関の利用に努めます。

### ③車両の整備・管理

車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努めます。

## (3) その他省資源・省エネルギーを推進する取組

### ①環境物品等の購入

コピー用紙や印刷物等の用紙類は、再生紙の使用に努めます。

温室効果ガスの排出の少ない環境物品等の優先的な購入に努めます。

### ②用紙類の使用量の削減

両面印刷、両面コピー及び裏面の再利用を徹底し、用紙の削減に努めます。

資料等の印刷部数は、余剰とならないように努めます。

### ③リサイクルの推進

使用済み封筒、段ボール類の再利用を推進します。

使用済み紙類の分別によるリサイクルを推進します。

## 6 推進体制と実行状況の公表

### 1. 推進体制

#### (1) 推進責任者

事務局長を実行計画の推進責任者とし、計画の見直しや計画の点検を行います。

#### (2) 推進担当者

総務係長を実行計画の推進担当者とし、計画の推進状況の把握や総合的な推進を図ります。

#### (3) 事務局

総務係を事務局とし、職員に対する情報提供、周知及び啓発を行います。

### 2. 実行計画の点検及び公表

計画の実行状況については、定期的に点検を実施するとともに、ホームページにて公表します。